

十八 税務電算システムの管理及び運用に関すること。」 十七 税務電算システ

ムの管理及び運用に関すること。」に改め、第十九号を第十八号とする。

第十条の二の表危機管理総室の項第十七号及び第十八号中「生活拠点課」を「避難者生活支援課」に改める。

第十一条の表避難地域復興局の項中「(避難者支援課)」を「(避難者生活支援課)」

「(生活拠点課)

に、三 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与に関する施策の総合企画及び調整に
ること(東日本大震災に係るものに限る。)

関す を 「三 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与に関する施策の総合企画及び調
ること(東日本大震災に係るものに限る。)

整に関する
」に改める。

第十四条の表商工労働総室の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第

七号までを一号ずつ繰り上げ、 「(経営金融課) 八 中小企業の経営の支援に関すること。」を 「(経
営金融課)

中小企業の経営の支援に関すること。」に改め、第九号を第八号とし、「十一 貸金
業に関すること。」を 「十 貸金業に関すること。」に改める。

業に関すること。」を 「十一 サービス業の振興に関すること。」に改める。

第十六条の表都市総室の項第十七号中「復興交付金事業」を「福島再生加速化交付金
事業」に改める。

第十七条の表中 「(工事検査課) 二十一 農林水産部及び土木部所管工事の検査に関すること。」を
「(工事検査課)

二十四 農林水産部及び土木部所管工事の検査に関すること。」に改め、第二十号を
第二十三号とし、第十七号から第十九号までを三号ずつ繰り下げ、 「(入札用度課)

事務の調整に関すること。」を 「(入札用度課) 十九 物品に係る事務の調整に関すること。」に改め、
第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、「(審
査課)

会計事務の指導に係る企画及び調整に関すること。」を 「(審査課) 十五 会計事務の指導に係
る企画及び調整に関すること。」に改め、第十一号を第十四号とし、第三号から第十号

までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。
三 財務会計制度に関すること。
四 入札及び契約の制度に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
五 定例支払事務の集中処理に関すること。
別表第一の六の表福島県立テクノアカデミー郡山の項から福島県立テクノアカデミー
浜の項までの項中「精密機械工学科」を「機械デザイン工学科」に、「観光プロデュー
ス学科」を「観光マネジメント学科」に改める。
別表第一の七の表福島県農業総合センターの項中「流通加工科」を「食料安全・流通
加工科」に改める。
別表第一の八の表福島県北建設事務所の項から福島県いわき建設事務所の項までの

項中
「用地第
一課
用地第
二課」を「用地課」に、
「道路・
橋梁課
復興祈
念公園
・海岸
課」を「道路・
橋梁課」に、
「河防
小道」

川砂
名浜
路課」を「河川砂
防課」に、「及び砂防」を「砂防及び都市公園」に改める。

この規則は、令和八年四月一日から施行する。
(行政経営課)

訓 令

福島県訓令第五号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め
る。
令和八年三月二十七日
福島県知事 内堀 雅 雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)
の一部を次のように改正する。

本庁 機関
出先 機関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	別表(第三条関係)	(略)	(略)	(略)
		農業の改良普及に 関する業 務に従事 する職員	大沼郡金 山町大字 川口字上 町六五六 番一	一 普及 指導計 画の策 定に 関する こと。
		南会津郡 南会津町 山口字村 上八四二 番地	二 農業 技術の 普及指 導に 関する こと。	三 農業 経営の 改善に 関する こと。
			四 農山 漁村の 生活の 改善に 関する こと。	五 農業 青年及 び農業 研究団 体の育
改正前	別表(第三条関係)	(略)	(略)	(略)
		農業の改良普及に 関する業 務に従事 する職員	大沼郡金 山町大字 川口字上 町六五六 番一	一 普及 指導計 画の策 定に 関する こと。
		南会津郡 南会津町 山口字村 上八四二 番地	二 農業 技術の 普及指 導に 関する こと。	三 農業 経営の 改善指 導に 関する こと。
			四 農山 漁村の 生活の 改善に 関する こと。	五 農業 青年及 び農業 研究団 体の育

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

(略)	道路の集 中監視に 関する業 務に従事 する職員	(削る)	(略)	成に 関する こと。
(略)	石川郡平 田村大字 蓬田新田 字金屋二 七番地一 (福島県 あぶくま 高原道路 管理事務 所)	(削る)	(略)	六 農業 情報に 関する こと。
(略)		(削る)	(略)	七 新規 就農に 関する こと。
(略)	(新規)	吾妻土湯 道路の管 理に 関する 業務に 従事する 職員	(略)	成に 関する こと。
(略)	(新規)	耶麻郡猪 苗代町大 字若宮字 朴木平甲 二九六三 番地の九	(略)	六 農業 情報に 関する こと。
(略)	(新規)	湯道路の 管理に 関する こと。	(略)	七 新規 就農に 関する こと。

(行政経営課)

福島県訓令第6号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
別表第二の5の表健康衛生総室の部地域医療課医療人材対策室の項3及び4中「保健師等」を「看護師等」に改める。

別表第二の7の表農村整備総室の部農村計画課の項1(3)中「第18条第18号」を「第18条第19号」に改め、同項1中(65)を(70)とし、(27)から(64)までを(32)から(69)までとし、(32)の前に次のように加える。

(29) 第76条の5第3項の規定による公告									
(30) 第76条の13第1項の規定による認可									
(31) 第83条の2第4項の規定による公告									

別表第二の7の表農村整備総室の部農村計画課の項1中(26)を(28)に、(25)を(27)に繰り下げ、(24)の次に次のように加える。

(25) 第57条の9第1項の規定による認可									
(26) 第57条の12第2項の規定による公告									

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

（行政経営課）